

嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、嬉野市情報公開条例（平成26年嬉野市条例第33号。以下「条例」という。）第25条の規定に基づき、審議会等の会議（以下「会議」という。）を公開することにより、その審議の状況を市民に明らかにし、審議会等の運営の透明性、公正性を確保するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市政の諸活動を市民に説明する責務を果たし、もって開かれた市政の推進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする会議)

第2条 この訓令の対象とする会議は、次に掲げる機関の会議とする。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより、市長その他の執行機関が設置する附属機関

(2) 要綱等により市長その他の執行機関が設置する附属機関に準ずる機関（次に掲げるものを除く。）

ア 本市職員のみを構成員とするもの

イ 関係機関との連絡調整を主たる活動内容として開催するもの

ウ イベント等を実施するために開催されているもの

エ その他この訓令の対象とすることが不適当なもの

(会議公開の原則)

第3条 会議は、原則として公開する。ただし、会議が専ら不服申立てに係る場合は、この限りでない。この場合において、不服申立てに係る口頭審理等について、当該申立人から公開の申立てがなされたときは、公開することができる。

(非公開の会議)

第4条 第3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。

(1) 条例第6条第1項各号に規定する非公開情報に関し審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害

され、会議の目的が達成できないと認められる場合
(公開又は非公開の決定)

第5条 会議の公開又は非公開の決定は、前2条に定める基準に基づき、審議会等の長が当該会議に諮って行う。

2 審議会等は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第6条 会議の公開は、会場に傍聴席を設け、傍聴を希望する者に許可することにより行う。

2 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるように、傍聴に係る遵守事項等を定め、会議の開催中における会場の秩序の維持に努める。

3 審議会等は、会議に関する報道機関の取材について、十分配慮する。

(会議の開催の周知)

第7条 審議会等は、公開する会議を開催するに当たっては、当該会議の開催予定日の1週間前までに、会議の開催について公表する。ただし、緊急に会議を開催する必要がある、公表する暇がないと認めるときは、この限りでない。

2 会議の開催の公表は、市ホームページへの掲載、庁舎内の掲示その他適当な方法により行う。

3 会議の開催の公表事項は、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) 会議の名称

(2) 会議の開催日時及び場所

(3) 傍聴に関する事項

(4) 問い合わせ先

(5) その他会議の長が必要と認める事項

(資料の閲覧等)

第8条 会議の公開に当たっては、当該会議に付する会議の資料を原則として傍聴者の閲覧に供する。

2 当該資料に条例第6条第1項各号に規定する非公開情報が含まれている場合は、この限りでない。

(会議録の作成)

第9条 審議会等は、会議の終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

2 会議録の記載事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の開催日時
- (3) 会議の開催場所
- (4) 会議の公開の可否
- (5) 傍聴者数（公開の場合）
- (6) 非公開の理由（非公開（会議の一部非公開を含む。）の場合）
- (7) 出席委員
- (8) 会議の議題
- (9) 配付資料
- (10) 審議等の内容
- (11) その他必要な事項

(会議録の閲覧等)

第10条 審議会等は、公開した会議の会議録及び会議資料を市民の閲覧に供すること等により、会議の結果を公表するよう努める。

(運用状況の公表)

第11条 市長は、会議公開の運用状況について、毎年公表する。

(特別の定めがある場合の取扱い)

第12条 会議の公開等について法律又は条例等に特別の定めがあるときは、その定めるところによる。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。